

## 和気町立保育業務支援システム導入業務仕様書

### 1. 基本事項

#### 1 業務名

和気町立保育業務支援システム導入業務

#### 2 目的

和気町立保育業務支援システム導入業務（以下「本業務」という）は、本町公立認定こども園への保育業務支援システムの導入により、公立園利用者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築すること及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

#### 3 提案限度額

5,254,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

これ以下の金額で確実に実施可能な提案を行うこと。また見積書作成にあたっての消費税は、10%で算定すること。

#### 4 契約期間等

契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、運用開始は令和7年9月1日を想定するものとする。

#### 5 対象施設

和気町立佐伯にこにこ園(和気町矢田418番地1)

和気町立和気にこにこ園(和気町藤野463番地)

和気町立本荘にこにこ園(和気町衣笠570番地)

#### 6 業務の内容

- ① システム利用環境の提供
- ② システム導入フォロー及び初期設定支援
- ③ 各種操作マニュアルの作成
- ④ 操作研修の実施
- ⑤ システム運用及び保守の実施
- ⑥ その他、本業務に必要なすべての作業

### 2. システム内容

#### 1 基本要件

- (1) 地方公共団体における公設公営の保育所又は認定こども園において導入実績のあるパッケージソフトをベースにすること。
- (2) 導入するシステムの機能要件は「様式3 機能要件一覧表」のとおりとする。様式3に記載のない機能については、独自機能としての評価対象となるため、企画提案書に記載すること。
- (3) 導入実績は、保育業務を総合的に支援するシステムの実績とし、機能単体（例：登園管理のみ）の実績ではないこと。
- (4) 全ての機能が一つのシステム内で利用可能であり、特定の別システムを利用するような負担がないこと。

- (5) スマートフォン及びタブレット（Android、iOS）に対応した当該システム専用アプリケーションを保護者向けに提供すること。また、保護者向けアプリケーションはプッシュ通知が可能であること。
- (6) 導入後、職員数や在園児数等の増減に対応できること。その際追加のシステム使用料等が発生しないこと。
- (7) 個人情報は運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。

## 2 機器

(1) 購入機器の仕様については、次のとおりとする。

- ・ノートパソコン24台（3園分）QRコードリーダー 3台（各園1台）
- ・ノートパソコン（国内産メーカーに限る。国内組み立てのみは認めないものとする。）

OS	Windows 11 Pro 64bit
CPU	インテル®Core™ i3 -1315U以上
メモリ	8GB以上
ディスプレイ	13インチ以上
ストレージ	SSD256GB以上
光学ドライブ	スーパーマルチドライブを有すること
有線LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
USBポート	USB3.2 (Gen1) Type-Aコネクタ×2、 USBType-Cコネクタ×1
ポインティングデバイス	有すること
キーボード	日本語配列キーボード（10キーあり）
その他	カメラ、マイク、スピーカー及びスピーカー端子を内蔵すること
アプリケーション	Office LTSC Standard 2024 ※Officeはプリインストール版不可とする
保証	標準1年保証
備考	LGWAN（有線）環境で利用できるよう本町と協議し 端末設定を行うこと

・QRコードリーダー

性能	登降園打刻用として本システムで使用できる機器とする。ただし、業者決定後の協議によりQRコードリーダーを採用しない場合もある。
----	--

- (2) その他、提案内容に必要な機器費用は全て見積りに含めること。
- (3) 各機器からシステムを利用するに当たっては、特定のソフトウェアを利用せず、Webブラウザ(Google Chrome等)による利用とすること。
- (4) やむを得ず機器の仕様と相違が生じる場合は、同等もしくは同等以上の効果が得られる手段を提案し、本町の承諾を得ること。また、金額の説明をすること。
- (5) 新規端末に対し、本町が指示する内容でキッティングを行うこと。なお、本システムを利用するにあたり、推奨する設定がある場合は実際の作業時まで提案すること。
- (6) 各にこにこ園のネットワーク環境に接続するために必要な設定を行うこと。

### 3 ネットワーク

- (1) 保育所及び教育総務課で利用する機能は、当町庁内ネットワークからLGWANを経由して利用できること。LGWAN-ASP サービスとして利用する場合のシステムは、個人情報を保管するデータベースサーバーは LGWAN 公開セグメントまたはゲートウェイセグメント上に構築されており、インターネット回線で利用するシステムのデータベースサーバーと切り分けられていること。
- (2) 上記の機能は、20Mbps程度の通信速度（実測値）で安定して動作すること。
- (3) 保護者向けスマートフォンアプリケーションは、インターネットを経由して利用できること。
- (4) インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を担保すること。
- (5) システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務は、本業務には含まないものとする。

### 4 帳票

- (1) 指導計画・保育日誌等の帳票は本町の様式をシステム上で再現すること。なお、本紙の様式そのままの再現が難しい場合、再現が難しい部分については、本町と別途協議の上、最適な様式を提案すること。
- (2) 再現に必要な費用は、初期費用に含めるものとし、運用開始後、様式に変更があった際は追加の費用なく本町で変更できること。

### 3. 導入

#### 1 導入支援

- (1) 導入を開始するにあたり、購入機器の端末上で必要なシステムへのログインなど、本町で実施する設定作業に係る情報提供等、支援を適宜行うこと。
- (2) 契約後、システム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、本町の承諾を得ること。
- (3) 導入担当者を受け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、本町の要求があった場合は、施設ごとの利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している各にこにこ園へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。
- (4) 導入担当者は、他の地方公共団体への保育業務支援システム導入プロジェクト担当経験を有すること。
- (5) 導入作業スケジュールを提示すること。

#### 2 研修

- (1) 各にこにこ園のシステムを使用する職員を対象に、本システムの運用及び操作研修を実施すること。研修方法や回数など効果的な内容を提案すること。
- (2) 研修は、提案システムに精通した講師が行うこと。
- (3) 研修は、原則として講師が現地に赴いて実施することが望ましいが、オンラインでの研修も可とする。

### 4. 運用・保守

#### 1 運用要件

- (1) 本システムの運用時間は、原則として24時間365日常時利用を可能とすること。ただし、保守等に要する時間は除く。
- (2) 保護者及び職員向けのヘルプデスクを設置すること。
- (3) 職員向けのヘルプデスクは、電話での問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また、本システムによる問い合わせフォームまたは電子メールによる問い合わせにも対応すること。
- (4) 保護者向けヘルプデスクは、本システムによる専用問い合わせフォームを使用しての問い合わせを基本とし、24時間受付可能とすること。
- (5) 法、制度及び条例改正に伴う対応を含め、本システムに関する対応については、契約期間内の運用費用に含まれるものとする。ただし、受注者において対応できない場合が生じたときは、本町と協議するものとする。
- (6) 本システムのバージョンアップ、メンテナンス等に係る費用は、本契約に含むものとする。

- (7) ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごと機能別に権限（閲覧権限／更新権限／承認権限／ダウンロード権限／利用不可）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
- (8) 特定の権限を有する教育総務課専用の特権アカウントを利用し、にこにこ園をまたいだ統合的な管理ができること。

## 2 保守要件

- (1) 本システムの管理データが消失しないよう、サーバーのバックアップを定期的実施すること。
- (2) バックアップデータは、稼働中の本システム及びデータを同時に破損しないよう対策を講じること。
- (3) クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった場合、本システムを問題なく稼働させることができるよう随時対応すること。

## 3 障害対応

- (1) 障害発生時の連絡体制及びフロー等をあらかじめ定め、本町に届け出ておくこと。
- (2) 障害が発生した場合には速やかに本町に報告し、早期復旧を図ること。
- (3) 初期対応として速やかに原因調査を実施し、本システムに起因する場合には、その原因や復旧の見込み時間等を本町に報告すること。
- (4) 情報の収集、データの整合性、不具合調査、データ復旧等を速やかに行うこと。
- (5) 障害が本システムに起因する場合は、プログラム修正等の対応を実施し、また再発防止策を提示すること。
- (6) 障害発生時は、委託者の承認の後、指定したバックアップデータから速やかに復元できること。なお、復元はにこにこ園毎にできることが望ましい。

## 4 セキュリティ

- (1) システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。
- (2) IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（Web Application Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。
- (3) データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア3相当の基準を満たすこと。
- (4) 受託者は、本業務に関連して知り得た本町の機密に関する事項及び個人情報に関する事項については、「個人情報の保護に関する法律」、「和気町個人情報の保護に関する法律施行条例」、「和気町個人情報の保護に関する法律施行細則」等に基づいて適切に管理し、契約期間中はもとより、契約満了後も第三者に漏洩してはならない。
- (5) 受注者は、本町の許可なく業務実施場所から個人情報等（機密情報を含む）の情報資産を持ち出してはならない。

- (6) 個人情報等（機密情報を含む）の情報資産の授受は、本町の指定する方法により、本町の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。

## 5 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項でも、システム等を適切に動作させるために当然備えるべき性能及び機能（構造）等については完備していること。
- (2) 本システムの稼働後、再構築や次期システムへの移行が考えられる。その際、本システムからデータ抽出が必要になる時は、具体的な方法等に関しては本町と協議し、実施にあたっては誠意をもって対応すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、その都度、本町と受注者双方が協議し決定するものとする。